

昨年初開催し大変好評だった、しながわ後援者塾を、今年も開催します。

受講者募集

社長さん！
社長候補を掘り起こす
チャンスです！



しながわ！ 後継者塾

[昨年度の様子]



全8回

H30
10/9(火)

専門家「事業承継士」が後継者（候補）に、経営に必要な知識やノウハウを提供します。

後継者塾 講師

こんなことが得られます

社長に挑戦する
勇気

自社伝統への
理解

経営者に必要な
知識

次世代リーダーの
仲間

後継者としての心構えや覚悟、科学的経営に不可欠な
自社分析を講義・ワークショップ・発表会などの
手法で学べます。

対象 区内中小企業の後継者・後継者（候補）の方

定員 20名（先着順）

時間 午後6時～9時（講義・ワークショップ・発表）

費用 無料

会場 品川産業支援交流施設（SHIP）
品川区北品川5-5-15 大崎プライトコア4階

| テーマ | 内容 |
|--------------------------------|---|
| 第1回 10/9(火) 経営理念を考える | 「いきいきと働く、その秘訣は何か？」を話し合いながら、経営理念の重要性を考えます。 |
| 第2回 10/23(火) 経営戦略を考える | 「企業に向かうべき方向性」を具体的な事例・分析手法を使って話し合います。 |
| 第3回 11/6(火) ビジネスモデルを考える | 企業はどこに強みを見出し、どこでお金を儲けているのかを明らかにし、ビジネスモデルの本質を話し合います。 |
| 第4回 11/20(火) 戦略と組織を考える | 自律的に働く社員をどう生み出すのか、組織の在り方や目的に対する意識づけの手法を考えます。 |
| 第5回 12/4(火) 人を使うこと、労務管理を考える | やりがいの持てる、モチベーションの上がる労務管理とは、どうすれば実現できるかを考えます。 |
| 第6回 12/18(火) 決算書と管理会計を考える | 決算書に書かれた数値の意味を知り、それを会社の今後の経営にどのように生かすのかを学びます。 |
| 第7回 1/8(火) 自社の経営指標を考える | 業種業態によって、管理すべき指標は変わってきます。企業に相応しい管理指標は何かを明らかにする手法を学びます。 |
| 第8回 1/22(火) 5年後の経営ビジョンの発表会 | これまで後継者塾で学んだことをまとめ、様々な視点から5年後はどうありたいかを明らかにし、自社の進むべき方向性を発表します。 |



講師（塾頭）
東條 裕一
事業承継センター株式会社
常務取締役
中小企業診断士・事業承継士
（平成26年度中小企業庁長官賞受賞）



講師
高橋 聡
事業承継センター株式会社
パートナーコンサルタント
中小企業診断士・事業承継士

申込方法

会社名、氏名、業種、住所、Tel、fax、Emailを記入の上、メールかfaxでお送り下さい。
FAX番号：5408-5507（事業承継センター（株）行き）E-mail：info@jigyousyoukei.co.jp

後継者塾イベント

受講料は無料です

品川区主催 しながわ後継者交流会

しながわ後継者交流会

「経営者って何だろう？をトコトン考える1日」



- 日時** 平成30年8月22日（水）午後6時～8時（午後8時～交流会）
会場 品川産業支援交流施設（SHIP）4階 多目的ルーム
講師 東條 裕一氏（事業承継センター株式会社 常務取締役）
定員 50名（先着 申込順） **対象者** 後継者もしくは後継者候補者
内容 一部（グループディスカッション）午後6時～8時
1. 良い経営者とはどんな経営者か？
2. どうすれば良い経営者になれるか？
二部（交流会）午後8時～9時30分
大崎プライトコア1階レストランにて
会費制（3000円）による交流会



後継者塾の参加を迷ってる方、
検討中の方にもオススメ！

良い経営者とはどんな人なのか？どのような能力を持っているのか？
あらためて考える機会はなかなかないと思います。明確に答えられる
方もほとんどいません。先輩経営者に聞いても、三者三様の、あるいは漠
然とした答えが返ってくるでしょう。でもみんな良い経営者を目指してい
るのです。だから、品川区ではあえて今、トコトン考える場をつくります。
ゆくゆくは経営者になる方やなりたい方が集い、次世代リーダー同士の
繋がりや情報共有の場にもなります。
是非、ご参加ください。

講師

講師プロフィール



東條 裕一

大学卒業後、損害保険会社を経て、2003年中小企業診断士として独立。「売れる仕組みづくり」「売れる営業体制づくり」のためのコンサルティングを得意としている。事業承継センターが企画運営する後継者塾の塾頭を務める。過去7年間、全国16ヶ所で後継者塾を開催し、532名の卒業生を輩出。著書に「3ヶ月で結果がでる18の営業ツール」、「サービスの生産性を3倍高めるお客様行動学」がある。

申込方法

参加申込書（FAX用）

企業名・参加者のご氏名・電話番号をご記入下さい（※ゴム印でも構いません）
参加する部に✓印を記入して下さい 一部 二部

問い合わせ

品川区商業・ものづくり課中小企業支援係
電話：5498-6340

※必要事項をご記入の上、FAX（5498-6338）でお送り下さい。
※受講票は発行いたしませんので、当日会場へお越しください。

事業承継を考えている 品川区内の事業者の皆様へ



事業承継税制度改正のお知らせ

事業承継税制とは

中小企業や小規模企業において、経営者から贈与または相続により取得した株式等の財産に係る贈与税・相続税の納税猶予および免除に関する制度です。

事業承継の際に本制度を活用することで、後継者の税負担を軽減できます。

平成30年度の事業承継税制改正では、10年以内に実際に承継を行う者が今後5年以内に「特例承継計画」*を都道府県庁に提出した場合、贈与・相続・遺贈により取得する財産に係る贈与税または相続税の納税が猶予されます。

(適用期間:2018年1月1日~2027年12月31日)

税制改正の主な6つのポイント

※特例承継計画

事業内容、特例代表者・特例後継者の氏名、事業承継までの時期と経営課題、事業承継後の5年間の経営計画など、様式にある項目に沿って事業承継に関する内容を記入する。

ポイント

1 承継者と後継者

改正前 先代経営者(株主)1人から後継者1人に承継

改正後 先代経営者を含む複数の株主から最大3人*の後継者に承継(※総議決権数の10%以上を有する者に限る)



ポイント

2 対象株式

改正前 発行済議決権株式の3分の2

改正後 3分の2の上限を撤廃

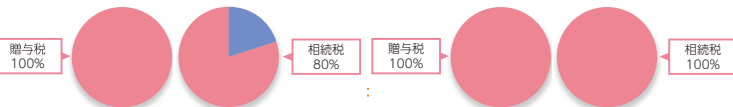


ポイント

3 猶予割合

改正前 贈与税100% 相続税80%

改正後 贈与税100% 相続税100%

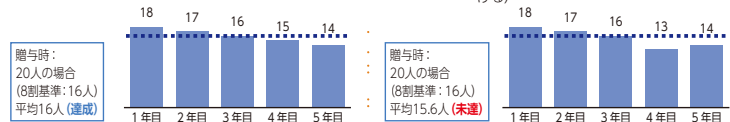


ポイント

4 雇用要件

改正前 事業承継後5年間平均で雇用の8割維持が必須

改正後 雇用8割を下回った場合でも理由書を都道府県に提出すれば適用(否認された場合は認定支援機関の指導・助言を受ける)



ポイント

5 新たな減免制度

改正前 <後継者が自主廃業や売却を行う場合> 承継後、承継時の株価をもとに、贈与税・相続税を納税

改正後 <後継者が自主廃業や売却を行う場合> 承継後、売却額や廃業時の評価額をもとに納税額を再計算し、承継時の株価をもとに計算された納税額との差額を減免

経営環境の変化で株価が下落した場合、後継者に過大な税負担が発生

経営環境の変化による将来の不安を軽減

ポイント

6 相続時精算課税制度*の適用範囲

改正前 60歳以上の父母・祖父母から、20歳以上の子・孫への贈与が対象

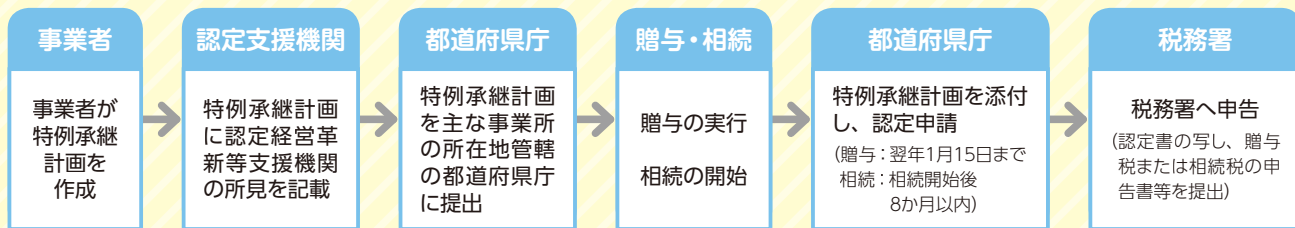
改正後 事業承継税制の適用を受ける場合、子・孫でない後継者への贈与も対象

*生前贈与の時に贈与税を支払った後、相続時に贈与財産と相続財産の価額をもとに計算した相続税額から、既に支払った贈与税額を精算する制度。この制度には2,500万円の特別控除がある。

事業承継 税制改正のまとめ

- 1 税制の優遇を受けたい方は特例承継計画を都道府県に提出しよう。
- 2 経営者は株式の分散化や株価引き下げに関する心配が軽減できます。
- 3 相続時、売却時、廃業時のペナルティーが廃止や軽減されたので、当税制を利用しやすくなりました。

納税猶予を受けるための手続き (2018年1月1日以降の贈与・相続について適用)



東京都への申請窓口・
お問い合わせ先

東京都 産業労働局 商工部 経営支援課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 TEL 03-5320-4785

*品川区では事業承継に関する専門家による無料相談を実施しています。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ 品川区商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL 5498-6340